資料１

令和５年（2023 年）度秋さけ船釣ライセンス制の実施結果について

網走海区漁業調整委員会は、令和５年７月 25 日に発動した秋さけ船釣りに関する委員会指示について、その承認状況を別添のとおり取りまとめた。

【承認状況概要】

（ウトロ海域）

区分	承認枠	実施隻数	（前年度実績）
遊漁船	１９隻以内	１９隻	１９隻
プレジャーボート	４０隻以内	３８隻	４０隻
計	５９隻以内	５７隻	５９隻

（網走・斜里海域）

区分	承認枠	実施隻数	（前年度実績）
遊漁船	３０隻以内	３０隻	３０隻
プレジャーボート	３０隻以内	３０隻	３０隻
計	６０隻以内	６０隻	６０隻

【活動状況概要】

・　令和５年７月 26 日、当該委員会指示の実施にあたり、その運用方法や漁業との調和及び連絡調整事項などを協議し、この事業の円滑な推進を図ることを目的として組織されている「斜里町秋さけ船釣りライセンス実行協議会」が斜里町で開催され、当年度の委員会指示や実施要領の内容等について、関係者への説明を行った。
　令和５年 12 月６日、同協議会において、当年度の実施結果について報告を行った。

・　令和５年８月 22 日、斜里町と同様に「網走市秋さけ船釣りライセンス制実行協議会」が網走市で開催され、当年度の委員会指示や実施要領の内容等について、関係者への説明を行った。
　令和６年３月１日、同協議会において、当年度の実施結果について報告を行った。

・　ライセンス期間中は、当振興局で借り上げたライセンス承認船を臨時取締船として、ライセンス海域の巡視や帰港後に釣獲尾数の確認を実施し、委員会指示事項の遵守に向けた指導監視を行った。

【添付資料】

・ 別紙１　令和５年度秋さけ船釣りライセンス制度の結果
・ 別紙２　令和５年度秋さけ船釣りライセンス制度の概要

別紙１

令和５年度秋さけ船釣りライセンス制度の結果

令和６年３月４日
網走海区漁業調整委員会

１　令和５年度秋さけ船釣りライセンス制度の概要

・秋さけ船釣りライセンス制度は、斜里町ウトロ沖合海域において、漁港の混雑緩和や定置網への被害防止のため平成元年から実施。
・令和５年度のライセンス制度は、令和４年度に引き続きウトロ海域と網走・斜里海域の２海域で実施。
・釣獲尾数の上限も令和４年度同様に１日一人あたりの５尾。
・網走・斜里海域における秋さけ船釣り禁止期間及び定置網付近での全ての船釣りの禁止期間を９月１日から１０月３１日をウトロ海域と同じ８月２５日から１０月３１日に変更。

２　ウトロ海域の実施結果

・秋さけ船釣り禁止期間：８月２５日　から　１０月３１日　まで
・ライセンス期間：９月　１日　から　９月２５日　まで
・承認状況

	遊漁船		プレジャーボート		合　計	
	実績	上限	実績	上限	実績	上限
ライセンス承認数	１９	１９	３８	４０	５７	５９
（参考）令和４年	１９	３２	４０	５３	５９	８５

・釣獲結果等（人数・尾数）

遊漁船		プレジャーボート		合　計		一　人あたりの釣獲尾数
乗船人数（延べ）	釣獲尾数	乗船人数（延べ）	釣獲尾数	乗船人数（延べ）	釣獲尾数	
2,060人	7,861尾	518人	1,708尾	2,578人	9,569尾	3.7尾

・道、海区委員会による指導・啓発：海上　１回　陸上　１回
・指導状況

海上	ライセンス区域で適切に遊漁が行われていることを確認
陸上	禁止期間（10月）に、さけ釣りを実施していないことを確認

・漁具被害状況：漁具被害の報告は受けていない。

３　網走・斜里海域の実施結果

・秋さけ船釣り禁止期間：８月２５日　から　１０月３１日　まで
・ライセンス期間：９月　１日　から　９月３０日　まで
・承認状況

	遊漁船		プレジャーボート		合　計	
	実績	上限	実績	上限	実績	上限
ライセンス承認数	３０	３０	３０	３０	６０	６０

・釣獲結果等（人数・尾数）

遊漁船		プレジャーボート		合　計		一　人あたりの釣獲尾数
乗船人数（延べ）	釣獲尾数	乗船人数（延べ）	釣獲尾数	乗船人数（延べ）	釣獲尾数	
6,135人	24,796尾	1,054人	3,564尾	7,189人	28,360尾	3.9尾

・道、海区委員会による指導・啓発：海上　５回　陸上　６回
・指導状況

海上	ライセンス区域を遵守し、適切に遊漁が行われいることを確認
陸上	ルールの遵守に係る啓発やさけの釣獲尾数の確認、ライセンスを有しない船舶への啓発・指導を実施した。

・漁具被害状況：15件（漁具に絡まった錘の数、約２００個（オモリのみ））
（※令和４年度　約１００個（オモリ及び釣り針）

令和5年度ライセンス実施期間中に漁具に絡まったオモリ等

＜漁具に絡まったオモリ等の例：令和5年9月25日＞

＜回収したオモリ等＞

オモリ	175
ジグ	23
合計	198

別紙２

令和５年度 秋さけ船釣りライセンス制度の概要

≪令和５年度のライセンス制度≫

- 昨年度と同様に、ウトロ海域と網走・斜里海域の２海域となります。
- 網走・斜里海域の秋さけ船釣りの**禁止期間が変更**となりました。
- 網走・斜里海域におけるプレジャーボートのライセンスは、**上期と下期の２期制**となりました。（上期：９月１日～１６日、下期：９月１７日～９月３０日）
- 下記の期間中、定置網周辺５００ｍ付近は、**全ての船釣り**が**禁止となってます**。
- 1人1日あたりの釣上限尾数は、**５尾**です。

禁止期間	ウトロ海域	網走・斜里海域
①秋さけ船釣り禁止期間	8月25日～10月31日	8月25日～10月31日
②ライセンス期間	9月1日～9月25日	9月1日～9月30日
③定置網付近での船釣り禁止期間	9月1日～10月31日	9月1日～10月31日

≪ライセンス海域の概要図≫

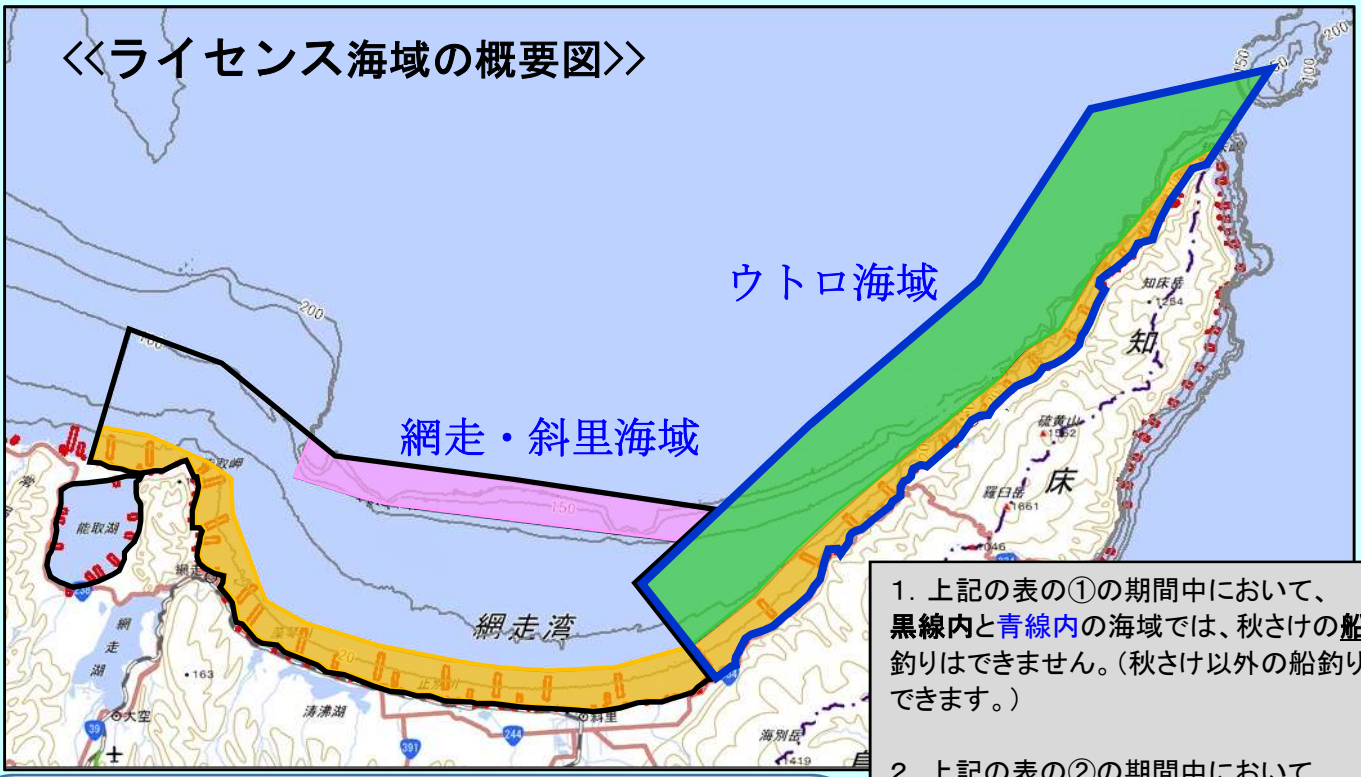

- ウトロ海域　秋さけ船釣り禁止区域
- ウトロ海域　ライセンス区域
- 網走・斜里海域　秋さけ船釣り禁止区域
- 網走・斜里海域　ライセンス区域
- 定置網周辺500m以内全ての船釣り禁止

1. 上記の表の①の期間中において、**黒線内**と**青線内**の海域では、秋さけの**船**釣りはできません。（秋さけ以外の船釣りはできます。）

2. 上記の表の②の期間中において、**ピンク色**又は**緑色**の海域では、ライセンスを受けた船が秋さけ船釣りを行えます。

3. 上記の表の③の期間中において、**黄色の区域**にある定置網付近500m以内では、**全ての船**釣りができません。（定置網から500m以上離れた場所であれば、秋さけ以外の船釣りはできます。）

網走海区漁業調整委員会指示第３号

オホーツク総合振興局管内斜里町及び網走市地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕（以下「船釣り」という）及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（以下「秋さけ船釣り」という）について、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和５年(2023年) ７月２５日

網走海区漁業調整委員会会長　横内　武久

１　船舶の定義

この指示において、「船舶」とは遊漁船、プレジャーボート、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート、カヌー、カヤック、サップボード、ろかいのみをもって運転する船舶その他の総トン数 20 トン未満の船舶及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第149 号）第２条第４項に規定する小型船舶をいう。

２　船釣りの制限

令和５年(2023年) ９月１日から１０月３１日までは、定置網の周囲５００m以内の海域で船釣りを行ってはならない。

３　秋さけ船釣りの制限

次の期間、別に示す制限海域（ウトロ海域、網走・斜里海域）において秋さけ船釣りを行ってはならない。

ただし、次の期間、別に示すライセンス制実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という）の使用する船舶に乗って行う場合、又は北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第９４号）第５２条の規程に定める試験研究等の場合であって、委員会が認めた場合はこの限りではない。

海　域　名	秋さけ船釣り禁止期間
ウトロ海域	令和５年(2023年) ８月２５日から１０月３１日
網走・斜里海域	令和５年(2023年) ８月２５日から１０月３１日

海　域　名	ライセンス期間
ウトロ海域	令和５年(2023年) ９月１日から９月２５日
網走・斜里海域	令和５年(2023年) ９月１日から９月３０日

４　秋さけ船釣りライセンスの取得

（１）ライセンスの区分

ライセンスを取得しようとする者は、各海域における秋さけ船釣りに使用する船舶の区分に応じて、本委員会あてに申請しなければならない。

なお、同一申請者によるウトロ海域、網走・斜里両海域への申請は認めない。

また、異なる申請者による同一船舶での申請も認めない。

ただし、同一申請による複数の申請者による申請は認めるものとする。

ア　秋さけ船釣りを行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という）。
イ　自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、秋さけ船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という）。

（２）船舶ごとの取得義務
遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、海域ごと、秋さけ船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。

（３）ライセンスを発行する隻数
遊漁船業者が使用する船舶　（以下「遊漁船」という）と、プレジャーボート使用者が使用する船舶　（以下「プレジャーボート」という）にライセンスを発行する隻数は、次のとおりとする。

海　域　名	発　行　隻　数	
	遊　漁　船	プレジャーボート
ウトロ海域	２２隻以内	４０隻以内
網走・斜里海域	３０隻以内	３０隻以内

（４）申請手続及び取得基準
ライセンスの申請手続、取得基準その他必要な事項は、別に定める。

（５）ライセンス内容の変更
承認後にライセンスの内容を変更しようとする者は、本委員会あてに変更の届けを申請しなければならない。

５　ライセンス取得者の遵守事項
ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。
（１）ライセンス証の常備
ライセンス取得者は、ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、当該船舶にライセンス証を備えておかなければならない。

（２）章旗の掲揚
ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

（３）遊漁者への情報提供
ライセンス取得者は、同乗する遊漁者に対し、２及び３に定める制限並びに６に定める遊漁者の遵守事項を十分周知しなければならない。

（４）夜間の船釣りの禁止
日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りをしたり、させたりしてはならない。

（５）漁具被害及び海難事故の未然防止

航行時及び遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

また、周囲に注意し、他の船舶との距離を適切に保つなど海難事故の防止に務めなければならない。

（６）相互確認及び連絡体制

網走・斜里海域においては、多くの漁船が操業し、多数の漁具が敷設されていることから漁具被害の防止及び漁船と遊漁船、プレジャーボートの安全航行の確保のため、次の措置を講じなければならない。

ア　網走海区漁業調整委員会事務局から提供される漁具の敷設位置情報をＧＰＳに入力し、また、旗・ボンデン等の目視に努め、漁具付近には決して近づかないようにすること。

イ　ライセンス海域において、適切に秋さけ船釣りが行われているか、相互に連絡・確認を行うこととし、海域を逸脱するなどの不適切な行為を視認した場合は、無線機や拡声器などにより是正するように注意・呼びかけするか、網走海区漁業調整委員会事務局に連絡すること。

ウ　ライセンス海域において、承認を受けていない船舶が、秋さけ船釣りを行っているのを視認した場合、無線機や拡声器により注意喚起するか、網走海区漁業調整委員会事務局まで通報すること。

エ　上記アからウの目的を達成するため、無線機器、拡声器、ＧＰＳ等船舶位置を確認出来る機器を設置すること。

（７）釣果報告の提出

ライセンス取得者は、出航ごとに遊漁者から釣果報告を受けた上で、期間中の全ての釣果を取りまとめ、令和５年(2023年)１０月末日までに、本委員会に釣果報告を提出しなければならない。

（８）本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

（９）その他

漁港の利用に当たっては、漁港管理者の指示に従わなければならない。

６　遊漁者の遵守事項

遊漁者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）ライセンス取得船舶への乗船

ライセンス制実施海域において秋さけ船釣りを行う場合は、ライセンス船に乗船しなければならない。

（２）漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。なお、同時に使用する竿数は、１人１本とする。

（３）漁具被害の未然防止
遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

（４）釣果の制限
釣獲することができるさけは、１日１人５尾以内とする。

（５）釣果の報告
遊漁者は、釣獲終了後、ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。

（６）廃棄及び放流の禁止
釣獲したさけは持ち帰ることとし、廃棄及び放流してはならない。

（７）販売等の制限
販売又は他の物との交換を目的として、秋さけ船釣りを行ってはならない。

（８）本委員会の調査
遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

７　指示に従わない者に対する措置
本指示に従わない場合には、ライセンス証の取り消し又は次回のライセンスを取得させない等の措置をとることがある。

８　その他
その他、事務取扱に必要な事項は別に定める。